

紀北町の給与・定員管理等について

1 総 括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	28年度 の人件費率
29年度	16,485人	10,185,417千円	458,986千円	1,432,898千円	14.1%	14.5%

(注) 人件費には、特別職（町長、副町長、教育長）、職員の給与並びに議員等の報酬のほか、地方職員共済組合負担金等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

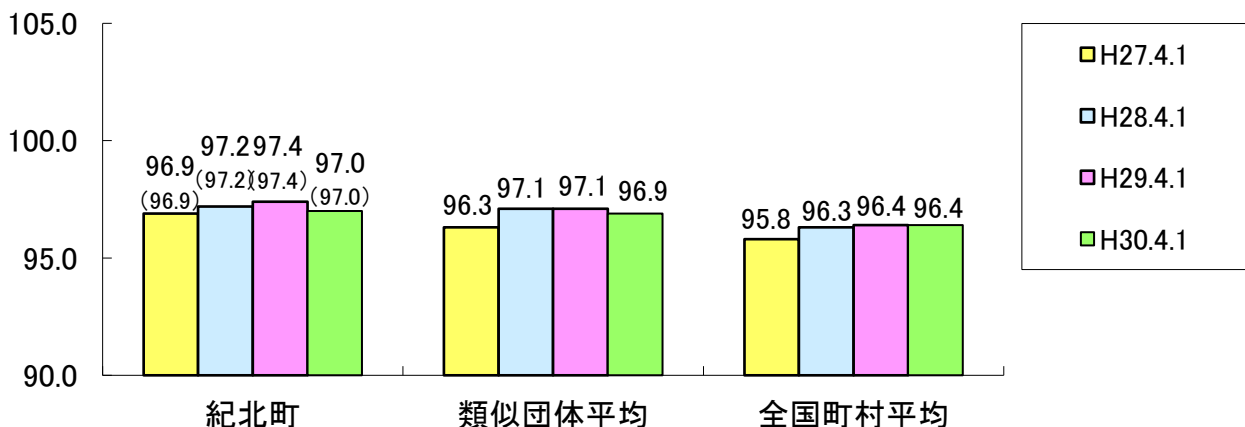
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	174人	629,200千円	89,075千円	255,256千円	973,531千円	5,595千円	5,754千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。

2 職員数については、平成29年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、職員数には当該職員は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 括弧書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

—

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準に準じる。(紀北町においては支給なし。)

(実施時期) 平成27年4月1日

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成30年4月1日現在)

① 一般行政職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
紀北町	40.3歳	302,239円	347,369円	316,464円
三重県	44.2歳	344,034円	434,253円	383,993円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.6歳	307,244円	357,271円	336,948円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均 年齢	職員 数	平均給料 月 額	平均給与 月 額 (A)	平均給与 月 額 (国比較ベ ース)	対応する 民間の 類似職種	平均 年齢	平 均 給与月額 (B)	A/B
紀北町	51.1歳	37人	305,608円	338,569円	319,216円	—	—	—	—
内 清掃職員	51.2歳	18人	329,961円	369,765円	351,211円	廃棄物処理 業従業員	45.8歳	293,000円	1.26
三重県	53.9歳	21人	382,943円	444,388円	407,631円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
類似団体	50.5歳	8人	290,342円	311,896円	302,452円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
紀北町	—	—	—
内 清掃職員	6,094,174円	4,038,000円	1.51

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27～平成29年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお

いて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

（２）職員の初任給の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

区 分		紀 北 町	三 重 県	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	189,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	154,900 円	147,100 円
技能労務職	高校卒	144,500 円	154,900 円	—
	中学卒	136,500 円	143,500 円	—

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）

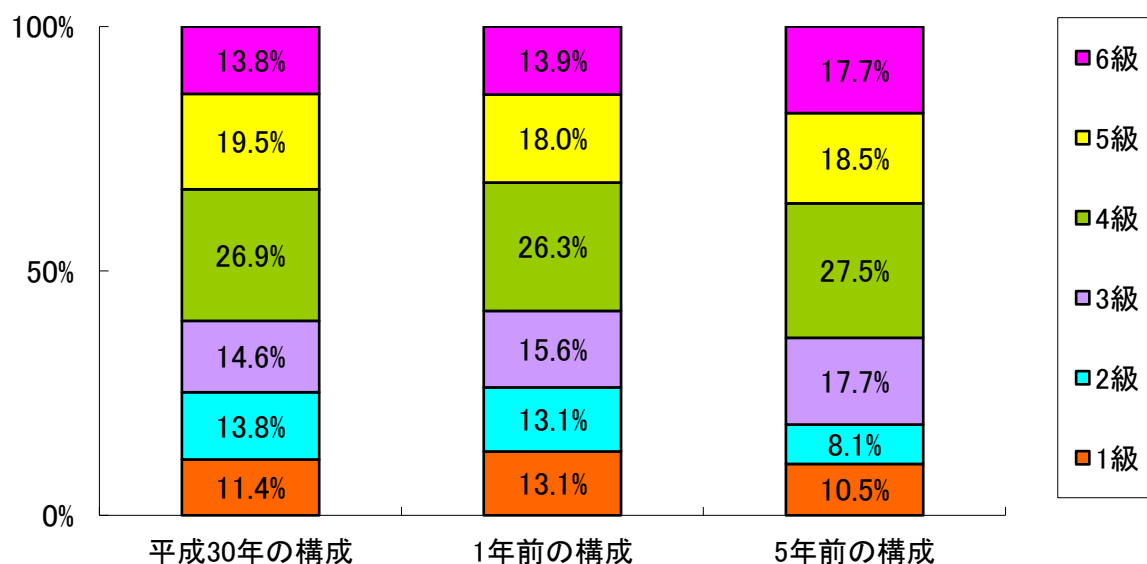
区 分		経験年数 概ね 10 年	経験年数 概ね 20 年	経験年数 概ね 25 年	経験年数 概ね 30 年
一般行政職	大学卒	257,000 円	336,900 円	376,050 円	402,800 円
	高校卒	— 円	329,000 円	360,033 円	390,925 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	329,200 円	337,050 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

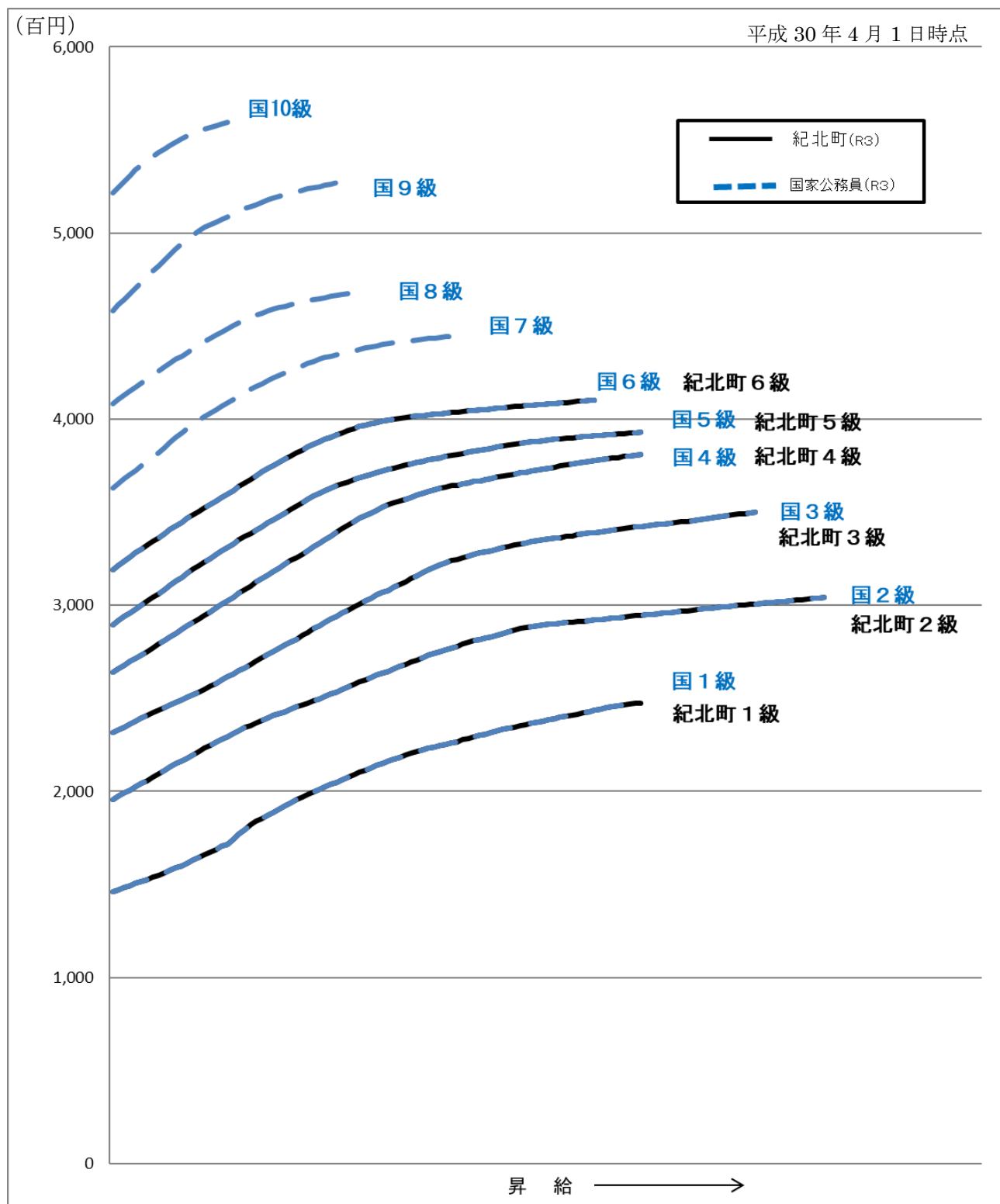
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	会計管理者、参事、課長、局長、出納室長、支所長、副参事、寮長の職務	17人	13.8%	318,500円	409,800円
5級	課長補佐、出納室の室長補佐、寮長補佐、総合支所の室長、室長補佐及び主幹の職務	24人	19.5%	288,000円	392,600円
4級	係長及び主査の職務	33人	26.9%	262,000円	380,600円
3級	主任の職務	18人	14.6%	228,900円	349,600円
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	17人	13.8%	192,700円	303,800円
1級	定型的な業務を行う職務	14人	11.4%	142,600円	247,100円

- (注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成 30 年 4 月 1 日）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（紀北町）

平成 30 年 4 月 2 日から平成 31 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

紀北町	三重県	国
一人当たり平均支給額 (29 年度) 1,449 千円	一人当たり平均支給額 (29 年度) 1,646 千円	—
(29 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.715 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（紀北町）

平成 30 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				

標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない	○	○
活用予定時期	未定	未定

（２）退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

紀北町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職時特別昇給 なし			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		
1 人当たり平均支給額					
— 千円					

（注）退職手当の 1 人当たりの平均支給額は、29 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

（３）地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		153 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29年度決算）		153,450円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
6級地（津市）	6 %	1 人	6 %

（４）特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29 年度決算）			2,471 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）			72,697 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29 年度）			17.7 %	
手当の種類（手当数）			8	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29 年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある所において感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは感染症菌の付着した物件若しくは付着の危険がある物	0 千円	1 日につき 500 円

		件の処理作業に従事したとき、又は感染症菌を有する家畜に対する防疫作業に従事したとき。		
公有林造林作業手当	公有林造林事業に従事する職員	公有林造林事業の作業事務に従事したとき	7 千円	月額 600 円
霊柩車運転業務手当	霊柩車の運転に従事する職員	霊柩車の運転に従事したとき	262 千円	1 回につき 420 円
火葬業務手当	火葬業務に従事する職員	火葬業務に従事したとき		一体 780 円
介護手当	老人ホーム赤羽寮に勤務する生活指導員、看護師及び寮母	介護事務に従事したとき	906 千円	月額 6,000 円
清掃業務手当	リサイクルセンター、不燃物処理場及びクリーンセンターに勤務する清掃員	清掃業務に従事したとき	1,296 千円	月額 6,000 円
結核、精神障害、感染症接触手当	保健業務に従事する職員	保健師が結核、精神障害及び感染症患者の保健指導又は診療の補助のため、保健業務に従事したとき	0 千円	月額 2,000 円
行路病人、同死亡人処理手当	行路病人、同死亡人取扱作業に従事する職員	行路病人、同死亡人取扱業務に従事したとき	0 千円	日額 1,000～2,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29 年度決算）	32,586 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）	222 千円
支給実績（28 年度決算）	31,113 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（28 年度決算）	218 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (29 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 6,500 円 ・子 月額 10,000 円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500 円 ・16 歳から 22 歳の子については、1 人につき 5,000 円を加算	同	—	24,518 千円	238,045 円
住居手当	家賃の額が 12,000 円を超える借家等の場合に支給 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給	同	—	63,994 千円	255,976 円
通勤手当	通勤距離により支給 片道 2km 以上 5km 未満 2,000 円 以降 5km を加算した距離に応じて支給 (31,600 円を限度) 通勤距離 2km を超え公共交通機関利用 運賃相当額 55,000 円以内	同	—	9,643 千円	76,535 円
管理職手当	管理職に定額支給 課長 月額 40,000 円 副参事 月額 30,000 円 課長補佐・主幹 月額 25,000 円	同	—	16,575 千円	360,326 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日・休日又は平日深夜(午前 0 時から午前 5 時までの間)に勤務した場合に支給 (週休日・休日) ・勤務 1 回 (2 時間～6 時間) 8,000 円 ・勤務 1 回 (6 時間超え) 12,000 円 (平日深夜) ・勤務 1 回 4,000 円	同	—	1,092 千円	34,125 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
		類似団体における 最高額／最低額	
給 料	町 長	720,000 円	850,000 円 ／ 266,000 円
	副町長	570,000 円	700,000 円 ／ 468,000 円
報 酬	議 長	294,000 円	420,000 円 ／ 230,000 円
	副議長	220,000 円	360,000 円 ／ 180,000 円
	議 員	203,000 円	345,000 円 ／ 157,000 円
期末手当	町 長	(29 年度支給割合) 3.95 月分	
	副町長		
	議 長	(29 年度支給割合) 3.20 月分	
	副議長		
	議 員		
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数 ×41.6/100	(1 期の手当額) 14,376,960 円 (支給時期) 任期終了時
	副町長	給料月額×在職月数 ×25.0/100	6,840,000 円 任期終了時
	備 考	—	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

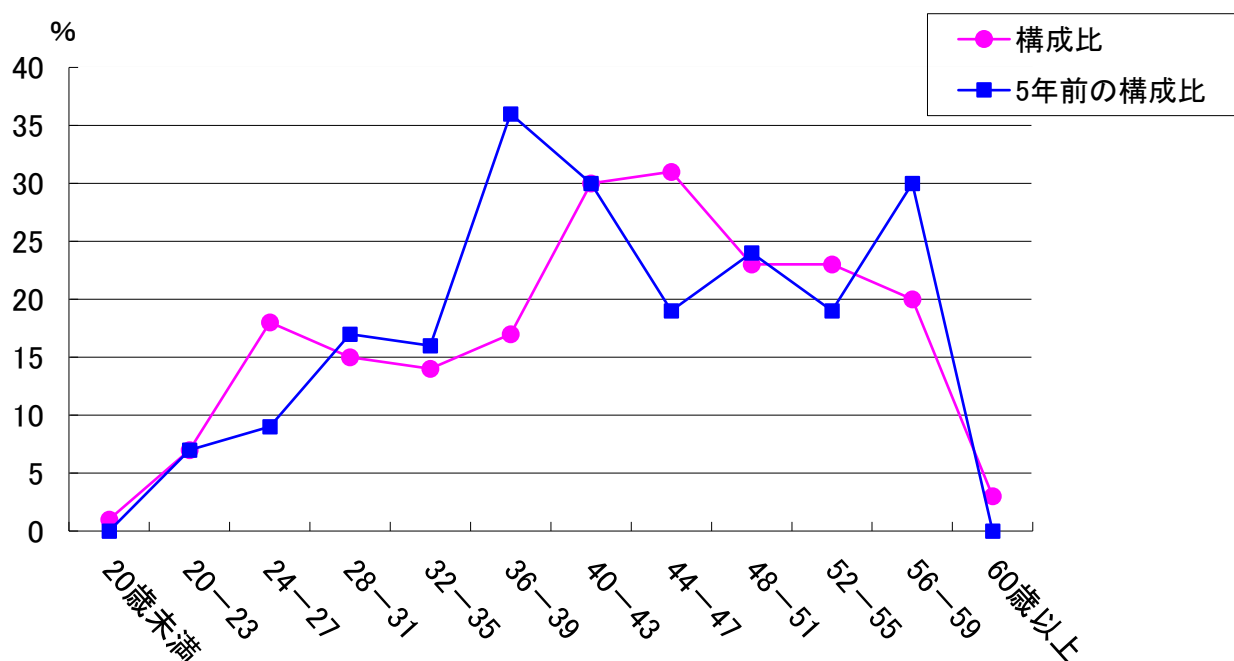
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数（人）		対前年増減数(人)	主 な 増 減 理 由
			平成 29 年	平成 30 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	
		総 務	41	42	1	育児休業による
		税 務	11	10	△1	人事異動による
		民 生	18	19	1	人事異動による
		衛 生	39	39	0	
		農林水産	14	14	0	
		商 工	7	7	0	
		土 木	18	17	△1	人事異動による
		計	151	151	0	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 91.60人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 73.21 人)
	教育部門		23	24	1	国体業務による
小 計		174	175	1	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 106.16人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 91.62 人)	
公営企業等会計部門	水 道		11	11	0	
	そ の 他		17	16	△1	人事異動による
	小 計		28	27	△1	
合 計			202 [333]	202 [333]	0 [0]	<参考> 人口 1 万人当たり職員数 122.54人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日)



区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
平成30年職員数	1	7	18	15	14	17	30	31	23	23	20	3	202
平成25年 [5年前]	0	7	9	17	16	36	30	19	24	19	30	0	207

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	155	154	153	151	151	151	△4 (△2.6%)
教育	25	26	23	23	23	24	△1 (△4.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計計	180	180	176	174	174	175	△5 (△2.8%)
公営企業等会計計	27	28	27	28	28	27	0 (0%)
総合計	207	208	203	202	202	202	△5 (△2.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に 占める職員給与費比率
29年度	389,591千円	24,083千円	82,843千円	21.3%	20.5%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費は含まれていません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
29年度	11人	45,159千円	4,082千円	18,386千円	67,627千円	6,148千円	6,148千円

(注) 1 職員手当には退職手当は含みません。

2 職員数については、平成29年4月1日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
紀北町	47.9歳	333,184円	480,539円
団体平均	44.2歳	341,066円	511,425円

(注) 平均月収額には、期末手当・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

紀北町（水道事業）	紀北町（一般行政職）	市町村 （一般行政職・団体平均等）
一人当たり平均支給額（29年度） 1,556千円	一人当たり平均支給額（29年度） 1,449千円	一人当たり平均支給額（29年度） 1,505千円
（29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 （1.45）月分 （0.85）月分	（29年度支給割合） 期末手当 ー 月分 勤勉手当 ー 月分 （ー）月分 （ー）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

紀北町(水道事業)			紀北町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
退職時特別昇給 なし			退職時特別昇給 なし		
			1 人当たり平均支給額		
			— 千円		— 千円

ウ 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当（平成 30 年 4 月 1 日現在）

支給実績（29 年度決算）	0 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（29 年度）	0 %
手当の種類（手当数）	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（29 年度決算）	381 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（29 年度決算）	48 千円
支給実績（28 年度決算）	511 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（28 年度決算）	73 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (29年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 月額 6,500 円 ・子 月額 10,000 円 ・上記以外の扶養親族 月額 6,500 円 ・16 歳から 22 歳の子につ いては、1 人につき 5,000 円を 加算	同	—	1,254 千円	156,750 円
住居手当	家賃の額が 12,000 円を超え る借家等の場合に支給 家賃の額に応じて 27,000 円 を限度に支給	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	通勤距離により支給 片道2km以上5km未満 2,000 円 以降 5km を加算した距離に応 じて支給(31,600 円を限度) 通勤距離 2km を超え公共交通 機関利用 運賃相当額 55,000 円以内	同	—	576 千円	72,000 円
管理職 手 当	管理職に定額支給 課長 月額 40,000 円 副参事 月額 30,000 円 課長補佐・主幹 月額 25,000 円	同	—	1,080 千円	360,000 円
管理職員 特別勤務 手 当	管理職員が臨時又は緊急の必 要等により週休日・休日又は 平日深夜（午前 0 時から午前 5 時までの間）に勤務した場 合に支給 （週休日・休日） ・勤務 1 回(2 時間～6 時間) 8,000 円 ・勤務 1 回(6 時間超え) 12,000 円 （平日深夜） ・勤務 1 回 4,000 円	同	—	44 千円	14,667 円

8 職員の任免の状況

(1) 新規採用職員の状況（平成30年4月1日採用）

職 種	男	女	合計
一般行政職	1 人	0 人	1 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人
合 計	1 人	0 人	1 人

(2) 再任用職員の採用の状況（平成30年4月1日採用）

（単位：人）

区 分	男	女	合計
新 規	2 人	1 人	3 人
更 新	2 人	0 人	2 人
合 計	4 人	1 人	5 人

(3) 職員の退職の状況（平成29年度中）

区 分	人数
定年退職	1 人
普通退職	1 人
合 計	2 人

9 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等について

種 類	内 容
勤 務 時 間	8 時 30 分から 17 時 15 分まで 週 38 時間 45 分勤務 なお、勤務時間は勤務場所により異なることがあります。
週 休 日	土曜日、日曜日
休 日	国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
休 憩 時 間	12 時から 13 時まで 1 時間

（注）公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、異なる勤務形態を取る部署もあります。

(2) 休暇制度等について

休暇には大きく次の 4 つがあります。

- ①年次有給休暇 1 年（暦年）あたり 20 日の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20 日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病 気 休 暇 任命権者が療養が必要と認めたときは、病気療養に必要最な期間。
- ③特 別 休 暇 特定の事由に基づいて有給で認められます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、ボランティア休暇、夏期休暇などがあります。
- ④介 護 休 暇 配偶者等の介護が必要な期間（通算して 6 月以内に 3 回まで分割できる）について無給で与えられます。

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1 暦年 20 日
病 気 休 暇	公務傷病	必要な期間
	私傷病	必要な期間（90 日以内、ただし結核は 1 年以内）
特別休暇 の主なもの	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等への出頭 骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間
	ボランティア休暇（災害等）	1 暦年 5 日以内
	結婚休暇	7 日以内
	産前・産後休暇	産前 6 週間・産後 8 週間（多胎は産前 14 週間）
	妻の出産に伴う休暇	妻の出産の入院付添い等の場合 2 日以内
	子の看護のための休暇	小学校就学前の子の看護をする場合 5 日（子が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	短期介護休暇	5 日（要介護者が 2 人以上の場合は 10 日）以内
	育児時間休暇	生後 1 年未満の子への授乳等を行う場合 1 日 2 回各 30 分
	忌引休暇	配偶者 10 日、父母 7 日、子 5 日、兄弟姉妹 3 日 など
	夏季休暇	7 月～9 月の期間に 3 日以内
	災害による住居の滅失及び損壊	7 日以内
	災害等による出勤困難	その都度必要な期間
	災害時の退勤途上の危険回避	
介 護 休 暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する 6 月の範囲内の必要な期間（3 回まで分割できる）

（３）年次有給休暇の取得状況（平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日）

職員には 1 年（暦年）あたり 20 日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20 日を限度として翌年に繰り越すことができます。

平成 29 年の職員一人あたりの平均取得日数は 9.2 日 です。

（４）育児休業の取得状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

	男性	女性
育児休業の取得人数	0 人	2 人
部分休業の取得人数	0 人	1 人

（５）介護休暇の取得状況（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）

	男性	女性
介護休暇の取得人数	0 人	0 人

10 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、「免職」、「降任」および「休職」があります。

平成 29 年度の分限処分の状況は次のとおりです。

	免職	降任	休職	合計
町長部局	—	—	5	5
教育委員会	—	—	—	—
計	—	—	5	5

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、「免職」、「停職」、「減給」および「戒告」があります。

町民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

11 服 務 の 状 況

(1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、町民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

国民体育大会に参加する場合等には、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

(2) 営利企業等への従事の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

12 福祉及び利益の保護の状況

地方分権が進展していく中で、厳しい行財政運営を効果的・効率的に展開していくため、公務能率の向上を目的とした福利厚生制度を実施しています。

平成 29 年度においては、次のような事業を行っています。

(1) 健康管理事業の状況

労働安全衛生法及び各任命権者の安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の健康管理事業を実施しています。

事業の名称	事業の内容	
一般健康診断 ※人間ドック受診者含む	職員の一般的な健康状態を把握し、適切な就業上の措置や保健指導を実施することを目的に実施しています。	
ストレスチェック	職員に自身のストレスへの気づきを促すことなどで、職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐことを目的に実施しています。	
健康管理事業の決算額（29 年度）		2,413 千円

(2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第 42 条に定められる地方公務員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を効果的・効果的に実施するため、互助会の実施する下記の事業に対し助成しています。

一般財団法人 三重県市町職員互助会への負担金の状況

補助対象事業	
心身の健康保持及び活力の増進を目的とする厚生事業	
公務に対する意欲や働きがいの向上を目的とする福利事業	
負担金の決算額（29 年度）	3,042 千円

13 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質・業績・勤務態度などを把握し、人事評価を実施しています。

14 職員研修の状況

地方公務員法第39条では、職員は勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないと規定しています。この規定に基づき、任命権者として、様々な研修を実施しています。平成29年度の実施状況は次のとおりです。

(1) 派遣研修（三重県市町総合事務組合）

研修の種類	研修名	受講者数	対象
階層別 研修	ワンステップ研修【前期】	6人	新規採用職員
	ワンステップ研修【中期】	6人	〃
	ワンステップ研修【後期】	6人	〃
	ツーステップ研修Ⅰ	11人	採用後3年以上6年未満の職員
	ツーステップ研修Ⅱ	10人	〃
	スリーステップ研修Ⅰ	5人	採用後6年以上の職員
	マネージャー研修Ⅰ	3人	係長級の職員
	マネージャー研修Ⅱ	2人	〃
	リーダー研修Ⅱ	4人	課長補佐級及び課長級の職員
	リーダー研修Ⅲ	3人	〃
能力向 上研修	人事評価者研修	1人	
	給与実務研修	1人	
	税務実務研修(市町村民税)	1人	
	税務実務研修(固定資産税)	2人	
	OJT能力向上研修	1人	
	公営企業会計研修	1人	
	法務講演会	1人	
	法制執務研修(初級)	19人	
特別 セミナー	不当要求対応研修	3人	

(2) 庁内研修

研修名	受講者数	研修概要
新規採用職員研修	8人	新規採用職員として基礎的かつ一般的な知識及び技術を習得する研修
安全運転実技研修	32人	実技研修を経て自動車運転に関する教養と技能を習得する研修
普通救命講習	69人	応急手当、心肺蘇生法・AEDの扱い方等を習得する研修
クレーム対応研修	90人	クレーム対応に関する研修